

## Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2026年4月8日時点

～2026年4月7日

2026年4月8日～

## Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)

別紙6 統合ネットワーク/関連サービス提供条件等

## 1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) docomo business RINK セキュアドWAN	(略)
(2) docomo business RINK IDaaS機能	(略)

## 2 各メニュー等の提供条件等

(1)～(2) (略)

## Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)

別紙6 統合ネットワーク/関連サービス提供条件等

## 1 メニュー一覧

メニュー	内容
(1) docomo business RINK セキュアドWAN	(略)
(2) docomo business RINK IDaaS機能	(略)
(3) <a href="#">docomo business RINK EDRライト</a>	<a href="#">契約者が指定するエンドポイントをウイルス やマルウェアなどの脅威から保護するセキュ リティ対策機能を提供するもの</a>

## 2 各メニュー等の提供条件等

(1)～(2) (略)

(3) [docomo business RINK EDRライト](#)A [提供条件等](#)(A) [規約の適用](#)

a [契約者はdocomo business RINK EDRライトの利用にあたり、Webroot International LimitedのWebサイト\(<https://www.webroot.com/jp/ja/legal/service-terms-and-conditions>\)に定める「ウェブルート セキュアエニウェア ビジネス ソリューション契約書」\(以下、「EULA」といいます。\)に同意するものとします。EULAにおける「WEBROOT」は当社に読み替えるものとします。適用されるEULAの定めは、以下の通りです。なお、本規約とEULAに齟齬が生じる場合は、本規約の内容を優先します。](#)

[1. セキュアエニウェア ビジネス ソリューション、2. ライセンスおよびアクセス権、3.制限事項、4. 使用条件、5. 体験版、6. アップグレード、7. サポート、8. ログイン情報、9. ウェブルート データベースおよびネットワーク イシュー、10. 個人データ、11. 隔離、削除、無効化の機能、13. 権利の保有、14. 製品の変更、16. 契約の停止と終了、契約終了後の効力、製品の終了、17. 限定的保証および保証責任の排除、21. 輸出、23. 危険性の高い活動、24. 不可抗力、25. オープンソース ソフトウェア、26. 一般規定（第二段落の第二文から](#)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2026年4月8日時点

～2026年4月7日

2026年4月8日～

第三文を除く)

(B) 非保証

a 当社は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、docomo business RINK EDRライトが契約者の利用目的に適切または有用であることを保証するものではありません。

(C) 申込み

a 契約者は、共通編第7条（利用申込）のほか、docomo business RINK EDRライトの申込みに際し、管理者を指定するものとします。

b 契約者は、docomo business RINK EDRライトの申込みから利用の開始までに管理者のパスワードに係る初期設定を行うものとします。

c 当社は、共通編第8条（SDPFサービスの契約申込の承諾）のほか、提携事業者により申込みを拒絶されたときは、申込みを承諾しない場合があります。

(D) 当社が行うdocomo business RINK EDRライトの利用に係る契約の解除

a 当社は、共通編第15条（当社が行うSDPFサービスの利用に係る契約の解除）のほか、契約者がEULAに違反したとき、もしくは違反するおそれがあるときは、docomo business RINK EDRライトに係る契約の一部又は全部を解除することがあります。

(E) 利用中止

a 当社は、共通編第16条（利用中止）のほか、提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、docomo business RINK EDRライトの一部又は全部の提供が困難となった場合、docomo business RINK EDRライトの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(F) 利用停止

a 当社は、共通編第17条（利用停止）のほか、契約者がEULAに違反したとき、もしくは違反するおそれがあるときは、docomo business RINK EDRライトの一部又は全部の利用を停止することがあります。

(G) 契約者の地位の承継

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2026年4月8日時点

～2026年4月7日

2026年4月8日～

a 契約者は、共通編第11条（契約者の地位の承継）の規定にかかわらず、docomo business RINK EDRライトを利用する権利を承継することができません。

(H) 利用権の譲渡

a 契約者は、共通編第13条（契約に基づく権利の譲渡）の規定にかかわらず、docomo business RINK EDRライトを利用する権利を譲渡することができません。

(I) docomo business RINK EDRライトの機能等

a docomo business RINK EDRライトには次の機能があります。

(a) エンドポイントセキュリティ機能

端末を外部の脅威から保護する機能を提供するもの

(b) 簡易EDR機能

端末が脅威に感染した場合の隔離・調査等の機能を提供するもの

b docomo business RINK EDRライトには、機能ごとに当社のサービスサイト (<https://sdpf.ntt.com>)に定める機能及びメニューがあります。

B 料金算定方法等

(A) docomo business RINK EDRライトの利用料金は、1のお客様契約番号ごとにdocomo business RINK EDRライトに係る料金の額を合算して適用します。

(B) docomo business RINK EDRライトの利用料金の算出は、別段の定めがない限り、次によります。

a 1の料金月において本別紙に掲げる算定方法及び当社のサービスサイト(<http://sdpf.ntt.com/>)に定めるWeb料金表に基づき算出します。

b docomo business RINK EDRライトに係る契約ごとに、利用開始のあった日を含む料金月の翌料金月から利用料金を適用するものとします。

c 前項の規定にかかわらず、docomo business RINK EDRライトの利用開始のあった日を含む料金月に契約の解除があったときは、契約者は利用料金の支払いを要します。

d docomo business RINK EDRライトに係る契約ごとに、利用開始のあった日を含む料金月に工事費を適用するものとします。

e 1の料金月において当社が測定した最大ライセンス数に、Web料金表に規定する額を乗じて得た額を利用料金とします。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2026年4月8日時点	
～2026年4月7日	2026年4月8日～
	<a href="#">f docomo business RINK EDRライトの利用料金において、日割り計算はしないものとします。</a>